

中間支援組織とは

資料 2

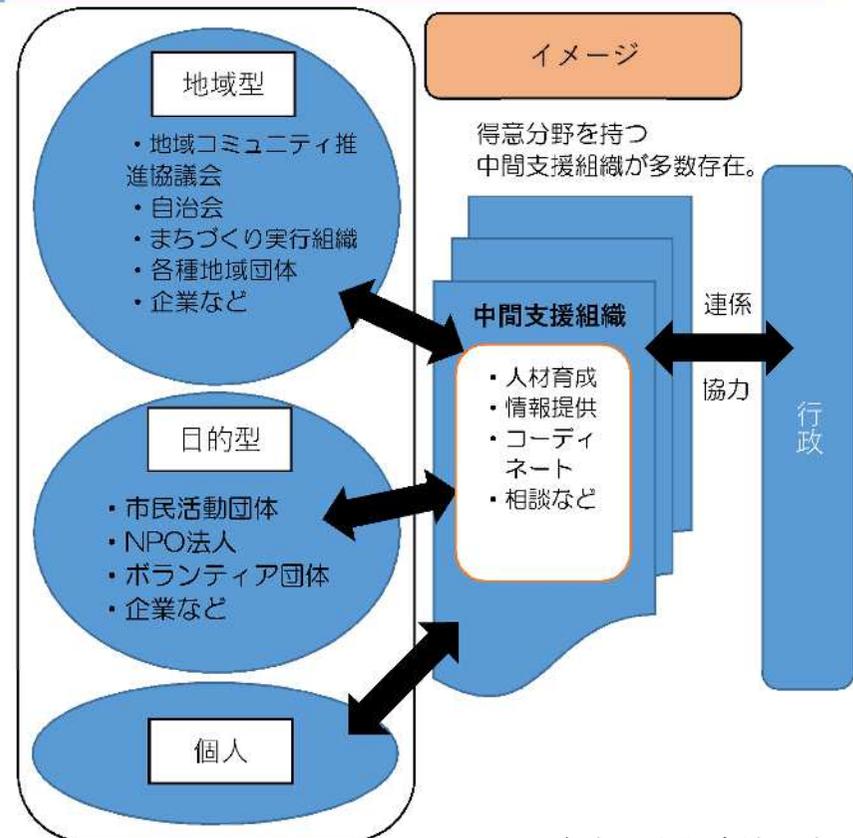
中間支援組織とは

・行政と地域の間立ち、様々な活動を支援する組織のこと。多くはNPO等の支援などを主目的として発足するケースが多い。

中間支援組織の役割

・協働を推進する上で、市民と市民、市民と行政、行政と企業、企業と市民などの間に立って、中立的な立場で、活動を支援する。
・組織が持つノウハウやネットワーク、情報などを活用した中間支援業務を行う組織として、その機能と役割が期待される。

- 中間支援業務例
- 中立的な立場でのコーディネート
中間支援組織には、市民と市民、市民と行政等の間に立ち、中立的な立場からコーディネート役として機能し、また情報収集や提供に努める。
 - 組織基盤の強化
まちづくりに対する取組を育成し、情報の共有、人的ネットワークの形成が求められる。また、主体的な仲介者として活動する。
 - 人材育成
協働の担い手となる人材の育成に積極的に取り組み、市民のまちづくりへの参画意識や機運の高揚を図るなど基礎作りが期待される。
 - 共に学ぶ
多くの市民がまちづくりに理解を示し、参加意識を高めるための学習の場を開き、自らも高度な専門知識を備え、課題に対処できる支援組織とする。
 - 相談
市民や行政からの協働事業の提案などに関して、事業を促進する立場で相談を受け、実現に至る方向を共に検討していく。
 - 協働の推進役を担う
多様な活動団体が協働に参画しやすい場の提供、機会づくりなど積極的に取り組むとともに、情報共有、ネットワーク化を図る。



参考：大阪府池田市

【岐阜県岐阜市】

(中間支援機能)

第16条 市長等は、コミュニティ相互をはじめとする市民と市民及び市民と市の協働を促進するため、相互をつなぐ中間支援機能の充実に努めるものとする。

〈解説〉

●中間支援機能

市民と市の協働のほか、地域型コミュニティ相互や目的型コミュニティ相互あるいは両コミュニティ相互など、コミュニティ同士の連携が図られるよう、また、ボランティア活動など提供者と受けたい人のマッチング(紹介あっせん)が円滑に行われるよう、中間支援組織の機能の充実が求められます。

●中間支援組織

コミュニティの育成やネットワーク形成などを目的とする組織。運営形態は、民設民営、公設民営、公設公営など様々で、情報の提供や活動支援、調査研究などの役割を担い、市民と市民、市民と市の中間に立って、パイプ役を果たしています。

岐阜市には現在、市民活動交流センター及び生涯学習・ボランティア相談コーナーが市の機関として開設されているほか、岐阜市まちづくりサポートセンター、社会福祉法人岐阜市社会福祉協議会のボランティアセンター、あるいは、中間支援を目的とするNPO法人などがあります。

●市民活動交流センター

市民活動交流センターは、市民活動を支援するための中間支援組織です。

市民活動を「知る」「楽しむ」「支える」「育てる」「創造する」という5つの基本的な機能を有し、地域活動や市民活動、ボランティアに関する相談を受けたり、団体の活動情報を収集して紹介するほか、人材育成のための講座を開催したり、新たな市民活動に向けた調査を行うなど、市民活動を積極的に応援しています。

●岐阜市まちづくりサポートセンター

岐阜市まちづくりサポートセンターは、市民と行政が協働のまちづくりをともに進めるために、産官学金連携のもと設立された中間支援組織です。

まちづくり協議会に対する活動支援、市民活動団体や各種企業等との連携づくり、まちづくり人材の育成などのための事業を行っています。

【山口県宇部市】

(環境整備)

第11条 市民等及び市は、協働のまちづくりの推進に向けた環境の整備を図るため、連携し、及び協力して次に掲げる施策に取り組むものとする。

(1) 中間支援拠点(協働の推進、市民活動の支援等の機能を担う拠点施設をいう。)の充実及び機能強化

(2) 中間支援組織(協働又は市民活動に関する調整等の役割を担うことを目的とする組織をいう。)の育成及び充実

(3) 協働を推進するための人材育成制度及び人材活用制度の整備

《解説》

●中間支援拠点

市民活動団体に対する活動の場の提供、情報提供、相談業務、人材育成、ネットワークづくりなどの市民活動の支援や協働の推進のための機能を担う拠点施設のことで、本市には、宇部市民活動センター、宇部ボランティアセンター等があります。

今後は、市民活動団体と市、事業者、高等教育機関などによる協働の取り組み促進のため、中間支援拠点の窓口機能やコーディネート機能の充実及び機能強化に向けて、市民等及び市が協力して取り組むことを規定したものの。

●中間支援組織

市民活動団体間の仲介や調整、連携づくりなど、市民活動支援や調整等を主な目的とする組織のことで、宇部市民活動センターを運営するNPO法人もそのひとつです。協働のまちづくりを推進するためには、協働のコーディネートや人材育成など、特定の分野にすぐれた機能をもった中間支援組織が数多く存在していることが望ましい状況であり、協働のまちづくりを推進するうえで大きな原動力ともなります。そのような観点から、中間支援組織の育成及び充実に向けて、市民等及び市が協力して取り組むことを規定したものの。

●協働の取り組みを促進するには、中立的な立場で、相互の調整を行ったり、協働に関する専門的なアドバイスを行ったりする協働コーディネーターやアドバイザー等の人材を育成する制度が求められます。また、市民の中には、多種多様な知識や経験、技術を待った人々がいます。その能力を協働のまちづくりに活かせるような人材活用制度も必要です。それらの制度を市民等及び市が協力して整備することを規定したものの。

【神奈川県鎌倉市】

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(3) 中間支援組織 市、市民等及び市民活動を行うものの間に立ち、市民活動が円滑に進むことができるように支援をする組織をいう。

《解説》

「中間支援組織」とは、市、市民等及び市民活動を行うものの間に立ち、市民活動が円滑かつ活発化することができるように支援する組織をいいます。市民活動や協働を円滑に推進していくためには、市民等や市民活動を行うものに情報提供や各種相談、調整等を行う中間支援組織の力が必要で、中間支援組織自体の活動の質を高め、組織が充実していくことが求められています。また、市民活動を活発化するためには、中間支援組織が市民活動団体同士、市民活動団体と行政の間であって、情報の収集・発信、相談・コンサルティング、個人の組織化の支援及び課題を共有する他団体と連携するための機能を担い、市民等の連携を強化することが重要であると考えます。

(中間支援組織の役割)

第7条 中間支援組織は、基本理念にのっとり、市、市民等及び市民活動を行うものの間に立ち、市民活動の推進のために、市民活動を行うものの自立や課題解決のための情報及び技術の提供などを行うとともに、ネットワークの構築とその推進を図るよう努めるものとする。

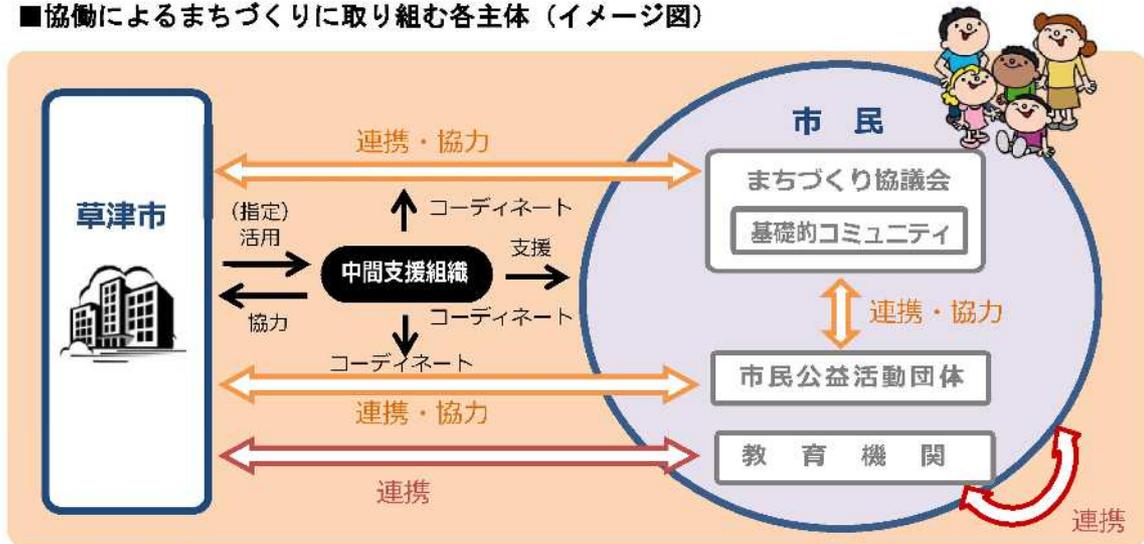
《解説》

中間支援組織の役割とは、基本理念にのっとり、市、市民等及び市民活動を行うものの間に立ち、市民活動を推進していくことをいいます。

中間支援組織が、本条で規定する役割を果たし、市民活動や協働が円滑に推進していくためには、市民等や市民活動を行うものに情報提供や各種相談、調整等を行う機能が必要です。「情報及び技術の提供」とは、市民活動団体を支援するための資金や人材、マネジメントなどの情報や市民活動団体間や市民活動団体と行政との協働の合意形成にかかる技術などのことをいいます。

【滋賀県草津市】

■協働によるまちづくりに取り組む各主体（イメージ図）



（定義）

(7) 中間支援組織 まちづくりを活性化させるために必要な支援を行うとともに、市民と市民または市民と市の間で協働によるまちづくりを推進する組織をいう。

《解説》

中間支援組織とは、まちづくりを活性化させるために組織が持つノウハウ、情報、ネットワーク等を活用し、まちづくりに取り組む各主体の活動を支援する組織のことをいいます。市民と市民、市民と市などの間に立って、各主体の連携を促進するコーディネート役を務めることも中間支援組織の重要な役割の一つです。

（中間支援組織の役割）

第9条 中間支援組織は、自主的なまちづくりに関する支援を行い、および協働によるまちづくりの推進に必要な各主体間における調整を行うよう努めるものとする。

2 中間支援組織は、自らの機能を高めるため、中間支援組織相互の情報を共有し、ならびに連携し、および協力するよう努めるものとする。

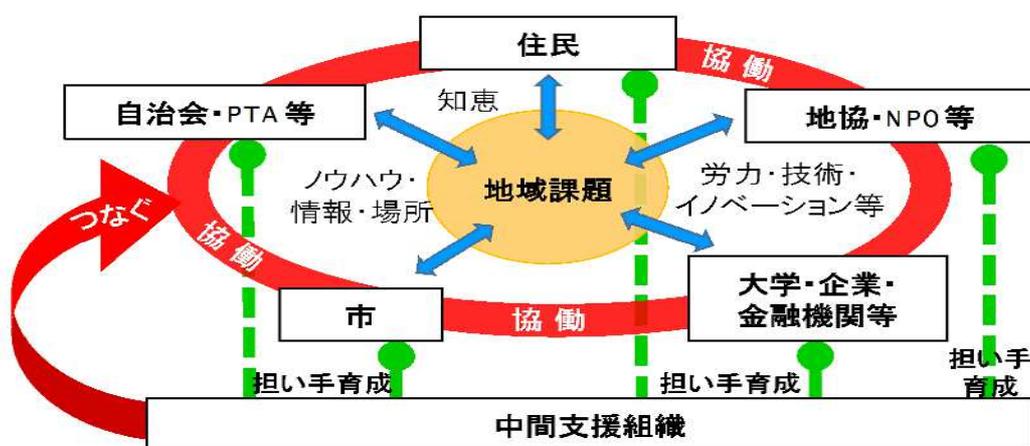
《解説》

(1) 中間支援組織は、情報発信、マッチング、相談、人材育成機能等をもってまちづくり協議会、市民公益活動団体などの各組織が抱える課題を解決する役割を期待されています。

また、地域の課題を効果的に解決するためには、多様な主体が協働することが重要であり、中間支援組織は、第三者の立場からそれらの団体をつなげ、コーディネートする役割も期待されています。

(2) 中間支援組織が相互に連携することは、自らが持つ中間支援機能を高め、まちづくり協議会、市民公益活動団体等の活動を活性化させることにつながります。社会的ニーズは日々変動しており、これに対応できるよう、より高度な専門的知識を備え、様々な課題についての対処能力を持った中間支援組織となるため、自らの資質を向上させていく姿勢が求められます。

【滋賀県長浜市】



(定義)

(7) 中間支援組織まちづくりを活性化させるために必要な支援を行うとともに、市民と市民又は市民と市の間で協働によるまちづくりを推進する組織をいう。

(中間支援組織の指定)

第13条 市長は、多様な主体の協働によるまちづくりを円滑に進めるため、市民と市の間で協働によるまちづくりを推進する中間支援組織を別に定めるところにより指定することができる。

【岐阜県恵那市】

「地域型」協働と「目的型」協働の概念

- 「地域型」協働 → 特定の地域による協働
地域自治区内の組織（地域自治区運営組織・自治会・町内会・まちづくり実行組織・各種地域団体・企業など）による、地域自らが地域の課題解決に取り組む協働を指します。
- 「目的型」協働 → 特定の地域の枠を超えた協働
特定の目的やテーマを遂行するための組織（市民活動団体・NPO法人・ボランティア団体・企業など）による、特定の地域の枠を超えた社会的な課題解決に取り組む協働を指します。

「地域型」協働と「目的型」協働のイメージ

